

両共済制度の安定維持に向けた対応策について

平成27年12月

中小企業庁

1.両共済制度運営に関する課題について

- ① 経営基盤が脆弱で、経営環境の変化の影響を受けやすい中小企業者・小規模企業者が安心して事業を継続していくための支援策として、
 - 小規模企業共済制度は、事業廃止や会社役員退任の際に備えて、将来の生活の安定のための資金を積み立てることを目的として、昭和40年に創設。
 - 中小企業倒産防止共済制度は、中小企業の取引先が倒産してしまった際の連鎖倒産を防止することを目的として、昭和53年に創設。
- ② 両共済制度は、中小企業者・小規模事業者のセーフティネットとしての公的な役割を担う制度であることから、掛金積立において税制上の優遇措置を講じ、制度を運営する独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）の運営費交付金として、国費を投入し運営を行ってきた。
- ③ 他方、運営費交付金は、効率化係数により毎年一定割合の削減が求められているところであり、また、類似の共済制度である中小企業退職金共済では、事業費用の一部を加入者が負担している例も踏まえ、これまで以上に両共済制度に対し国費投入の逡減等を求められている。
- ④ さらに、今後、セキュリティ対策（中小機構は、大量の共済加入者の個人情報情報を保有）や、加入促進等のために、事業費用の増加が見込まれてこともあり、これら全てを国費をもって手当することは困難な状況である。
- ⑤ このような状況を踏まえ、今後も両共済制度を安定的に運営していくための方策を検討する必要がある。

2-1. 両共済制度における運営費交付金等の状況

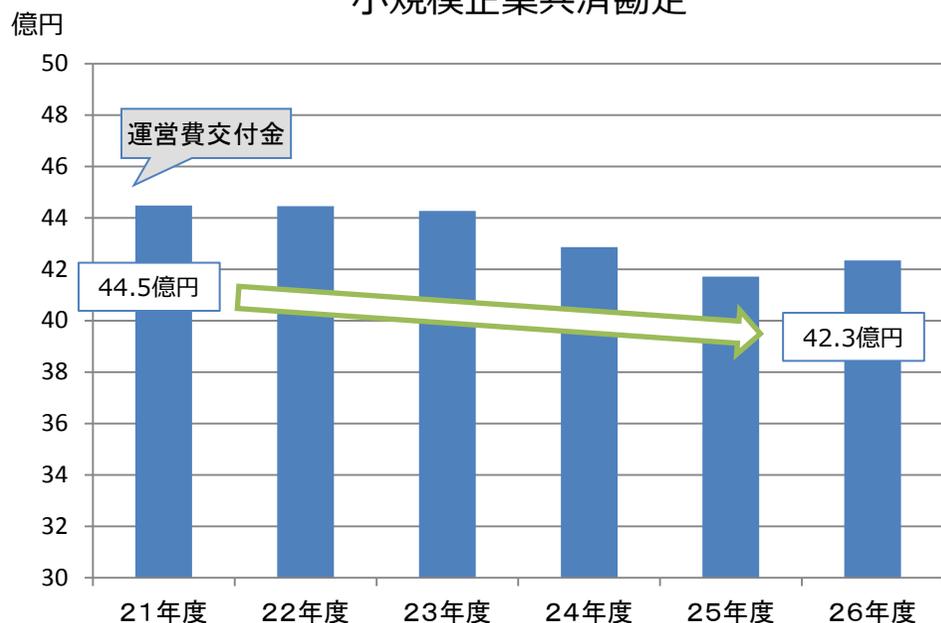
独立行政法人の運営費交付金は、独立行政法人が弾力的かつ効率的な財務運営を行うことが求められることから、効率化係数により、毎年一定割合の削減が行われているところであり、両共済制度においても、毎年度一定額の削減がなされている。

両共済制度では、事業費用を極力抑えつつ、運営費交付金のみならず政府出資金（小規模企業共済：約155億円、中小企業倒産防止共済：約474億円）の運用収入等（※）により財源を確保し、制度運営を行っているところであるが、低金利下で運用益も減少する等、その財源にも限界があるため、所要財源の確保が喫緊の課題となっている。

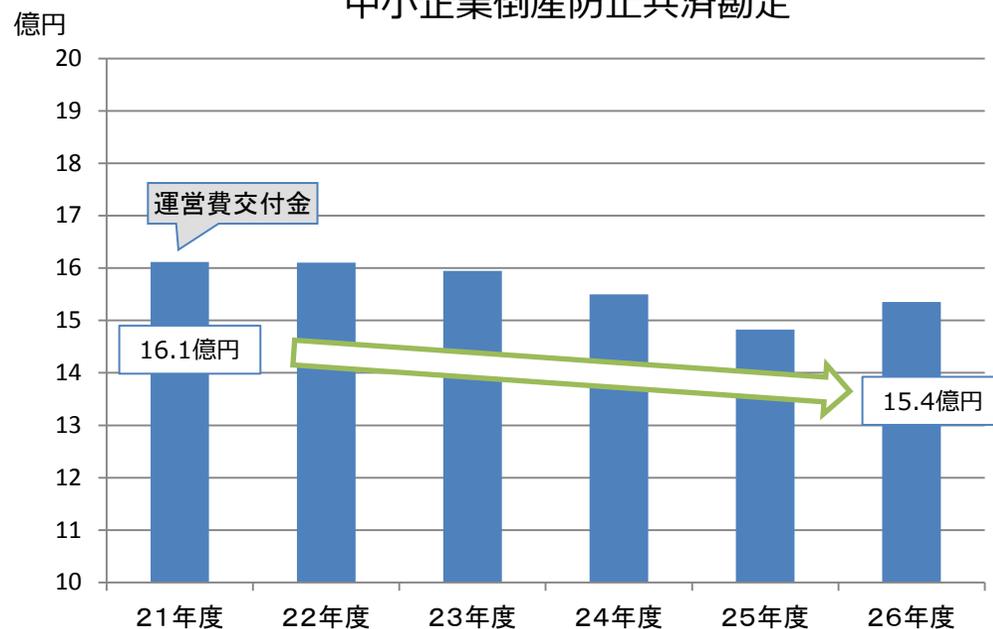
※平成26年度において、小規模企業共済制度では7.3億円、中小企業倒産防止共済制度では、21.1億円を業務運営経費に充当している。

両共済の運営交付金の推移

小規模企業共済勘定



中小企業倒産防止共済勘定



2 - 2.平成27年度予算執行調査の概要（財務省）（平成27年6月30日公表）

○今後の改善点・検討の方向性

小規模企業共済・中小企業倒産防止共済は、「小規模企業共済法」・「中小企業倒産防止共済法」に基づいて、機構が運営する共済制度であり、これまで、機構に対する運営費交付金に依拠して運営が行われてきた。

もっとも両共済制度については、独自の収入を有することを踏まえて、受益と負担の関係を一層考慮して運営を行っていくことが適当である。

このため、両共済制度の収支状況等を勘案しつつ、所要の対応を行い、①平成28年度予算から広告宣伝費・委託機関加入手数料等の一部について、機構に対する運営費交付金に依拠しないことすべき。②そのうえで、機構の次期中期計画期間（平成31年度～）以降は、その運営に要する経費について、その収入をもって支弁することを基本とする運営を行うべき。

※予算執行調査とは、財務省が予算の実行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化につなげていく取組み。

3 - 1. 両共済制度における事業費用の状況

平成26年度における両共済制度の事業費用は総額約84億円。(小規模企業共済：約48億円、中小企業倒産防止共済：約37億円)

○事務費：約65億円(小規模企業共済：約38億円 中小企業倒産防止共済：約27億円)

○人件費等：約13億円(小規模企業共済：約6億円 中小企業倒産防止共済：約7億円)

○一般管理費：約6億円(小規模企業共済：約3億円 中小企業倒産防止共済：約3億円)

事業費用の大宗を占める事務費のうち額の大きい費用は、業務委託手数料(※)(約31億円)、口座振替手数料(約3億)、コールセンター運営費(約4億)、通信運搬費(約4億円)、システム関連費用(約11億円)等である。

※業務委託手数料：両共済制度は、加入促進や事務手続きを商工会・商工会議所、金融機関等に業務委託し運営を行っている。(手数料額は契約成約数に応じて規定。)

○委託事務手数料、口座振替手数料について(合計約33億円)

委託事務手数料及び口座振替手数料については、加入者の増加にともない支出が急増しており、平成21年度において約23億円であったものが、平成26年においては約33億円となるなど経費が急増。

○コールセンター運営費(約4億円)

調達(業務委託)の見直しや、日々の運営改善による効率化によりコスト削減に取り組んでいるところ。他方で、加入者の増加に伴い、コールセンターに寄せられる相談が増加しているため、将来は費用増加の可能性がある。

※平成27年度は調達(業務委託等)の見直しにより、年間1億円程度の関連コスト削減が図れる見込み。

○通信運搬費(約4億円)

郵送費用等を抑制するため、年1~2回の契約情報の送付等以外は、可能な限りHPに掲載などで代用することにより、通信運搬費の削減に努めているところであるが、加入者の増加に伴い経費が増加している状況。

○システム関連費用(約11億円)

大量の個人情報を扱う関係上、セキュリティ対策などの経費が増加している状況。(例えば、平成27年度においては、セキュリティ対策として共済システムを外部接続環境から完全に分離する対応に約1億円、マイナンバー対応にも約1億円を要する見込み)。情報セキュリティを取り巻く環境によっては、今後も追加的な投資が発生する可能性もあり、また事務関連のシステムも継続的に改修が必要。

○人件費等(約13億円)

業務が増加する中でも、業務効率化により、従前と同じ人員で対応を行っている状態。

3 - 2. 両共済制度における事業費用の状況【参考：民間等との比較】

- 民間の生命保険会社や、損害保険会社と比較しても、保険料収入に占める事業費用の割合は極めて低い。また、その他の共済制度と比較しても低水準。
- 国の施策の一環として、加入促進や受付事務等に関し商工会・商工会議所や金融機関等の協力を得て実施することにより、低廉なコストを実現できている。

両共済制度における事業費率（保険料等収入に占める事業費の割合）は1～2%程度であり、民間生命保険では10%程度、民間損害保険では30%程度であることを考えると低廉な水準である。なお、他の公的な共済制度と比較しても、事業費用比率は低い。

【民間生保会社との比較（平成26年度決算ベース）】

（単位：百万円）

	A社 (生保)	B社 (生保)	C社 (生保)	小規模企業 共済	D社 (損保)	E社 (損保)	中小企業倒 産防止共済	都道府県民 共済	農業者年金	中小企業退 職金共済
総資産（資産の部 合計）	62,283,004	36,828,768	84,911,946	10,184,274	9,078,083	6,790,021	1,149,578	694,122	237,500	4,586,408
保険料等収入	5,337,118	3,266,361	5,956,716	554,704	2,217,594	1,606,863	214,262	589,956	13,385	366,219
保険金等支払金	3,932,183	2,718,186	9,059,549	525,253	1,148,370	810,853	46,117	492,262	1,977	354,104
事業費用	563,371	398,588	512,417	4,762	714,830	547,506	3,674	69,630	1,275	3,664
事業費用比率 (事業費用÷ 保険料収入)	10.6%	12.2%	8.6%	0.9%	32.2%	34.1%	1.7%	11.8%	9.5%	1.0%
社員数 ※A～C社は内勤数	18,477	11,828	6,078	99 (※)	17,125	14,859	99 (※)	156	50	213 ※法人全体

※両共済全体。管理部門、嘱託職員は含まず。

出所：東洋経済新報社「2015年度版 生保・損保特集」、独立行政法人勤労者退職金共済機構公開資料、都道府県民共済グループ 全国生活協同組合連合会 公開資料、独立行政法人農業者年金基金 公開資料、独立行政法人中小企業基盤整備機構 公表資料

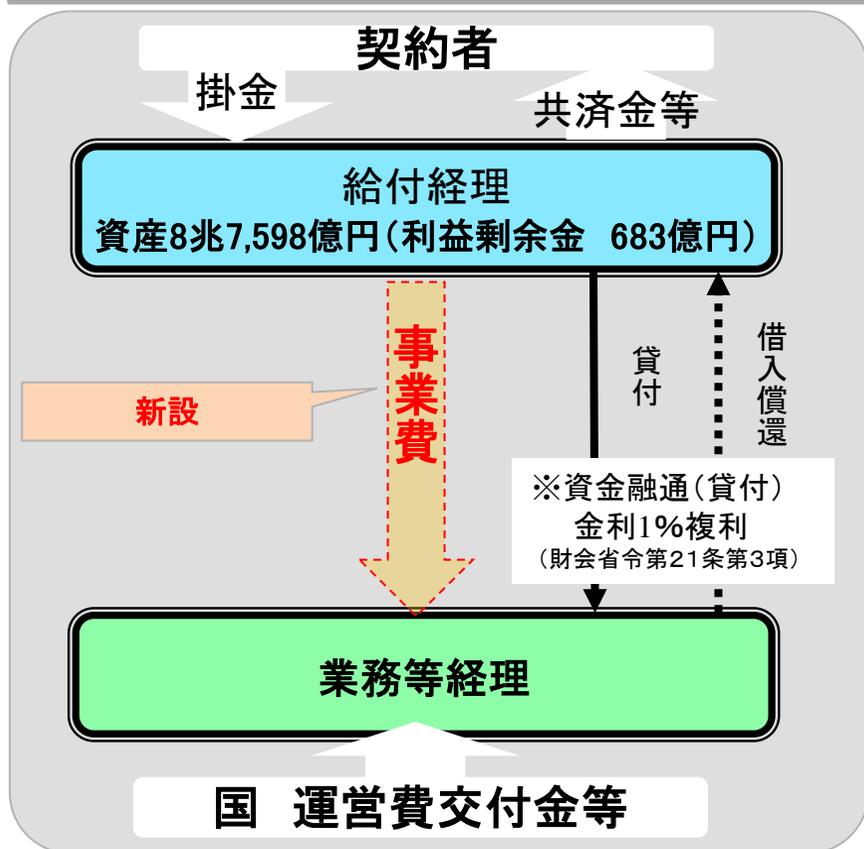
4. 今後の対応方針（案）

- 独立行政法人への運営費交付金は国民から徴収された税金が財源であり、弾力的かつ効率的な財務運営を行う事が不可欠なため、毎年、一定額の削減が行われている。
- 中小機構では事業費用の抑制に努めてきているものの、近年の契約者数の増大に加えて、今後、情報セキュリティ等のリスクに備えた対応や契約者サービスの向上、潜在的加入対象者の掘り起こし等に取り組むため、事業費用は増加が見込まれている。
- このような状況の中で、他の類似制度との比較や、両共済が独自の財源を有することを踏まえ、制度運営の経費を全て国の交付金（税金）に依存する体質から脱却することが求められている。
- 従って、今後も引き続き運営費交付金の確保を図りつつ、事業費用の最大限の削減に努めることを前提にするが、こうした取組にも限界があることに鑑み、両共済制度の事業費用の一部について、給付経理（小規模共済）、及び基金経理（中小企業倒産防止共済）から支出することとすべきではないか。

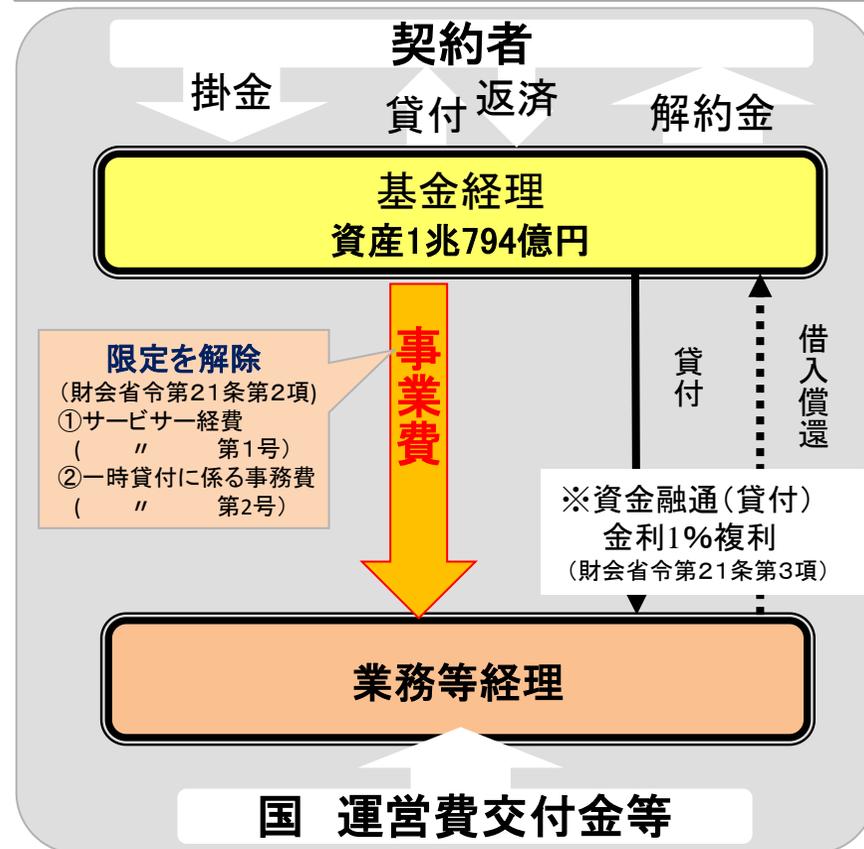
5. 具体的な措置（案）

- 両共済事業は、掛金・共済金にかかる経理（給付経理・基金経理）と運営経費にかかる経理（業務等経理）を区分して管理しており、財会省令^(※1)で認められたもののみ、経理間でのやりとりが可能。
- 今後、小規模企業共済（給付経理）では、業務等経理への事務費の繰入を可能とし、中小企業倒産防止共済制度では、現在の事務費の用途の限定を解除することを検討。
- なお、各経理間での繰入額等については、中小企業庁として、独立行政法人通則法第31条（年度計画の届出）及び38条（財務諸表等の承認）を通じて、適切に管理・監督を行う。

小規模企業共済制度^{※2}



中小企業倒産防止共済制度



※1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

※2 このほか、共済契約者貸付制度（一般貸付け等）を管理する「融資経理」がある。

6.見直し等のスケジュールについて

- 小規模企業共済制度では「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下、「財会省令」という。）第21条」について改正し、所要の対応を図ることとする。
- 中小企業倒産防止共済制度においては、法令上の手当ては既に行われてものの、使用範囲が限定（サービサー経費及び一時貸付に係る事務費）されているため、小規模企業共済と同様に財会省令第21条を改正し、所要の対応を図ることとする。

	27年		28年										
	12月		1月		2月		3月		4月				
共済小委員会	12/14												
改正財会省令・準備													
改正財会省令・パブコメ (30日)													
改正財会省令・公布													

28年2月下旬～3月初旬に予定